


名古屋大学発ベンチャー称号授与について

目 的

- 本学と当該ベンチャー企業との関係の明確化
- 本学の研究成果の社会発信
- 本学関係者のベンチャー起業へのモチベーション向上
- 本学とベンチャー企業との連携強化

名古屋大学発ベンチャー称号授与されますと...

- ・名古屋大学HPに名大発ベンチャー企業情報を掲載いたします。
- ・ベンチャーに関するイベントに参加、その際に会社資料(作成していただきます)を配布、銀行やベンチャーキャピタルなど出資機関からご要望があった際に会社資料配布させていただきます。
- ・公的機関からの募集やイベントをご案内いたします。
- ・“名古屋大学発ベンチャー”と貴社HP等で表記していただくことができ、名大発ベンチャーのロゴをHP等で使用して頂けるようになります。ただし、次ページのロゴの使用上の注意を必ず守ってください。
- ・別途申請及び審査が必要ですが、本学にあるインキュベーション施設は称号授与企業のみ入居できることになっております。
インキュベーション施設HP <https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/venture/entrepreneurship/incubation>
- ・TOIC (Tokai Open Innovation Complex)名古屋サイトの入居の際に、場合によっては料金が安くなる場合がございます。
[利用案内 - TOIC 名古屋](#)

名古屋大学発ベンチャー及び名古屋大学発学生ベンチャーの称号ロゴの使用上の注意

ベンチャー企業支援の一環として、名古屋大学発ベンチャー及び名古屋大学発学生ベンチャーの称号を授与された企業に、名古屋大学発ベンチャー及び名古屋大学発学生ベンチャーのロゴを使用する権利を与えています。



当初、ベンチャー企業が作成した商品使用を想定していなかったが、最近そのような問い合わせが増え、商品に名大発ベンチャー称号授与ロゴを使用されると名大がその商品の品質を保証したと誤解される恐れがございます。



名大発ベンチャー称号授与ロゴの用途について限定します

ロゴは、称号を授与された企業であることを示すためのみに使用することができる。

ロゴの用途は、称号授与企業の企業紹介のためのウェブサイトやパンフレット、名刺、封筒など、コーポレートブランディングを目的とするもの限り、営利・非営利を問わず、製品、商品、サービスおよびこれらの広報・広告宣伝・販売促進の目的では使用不可とする。

申請資格

新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業で、次のいずれかに該当する企業

1. 本学又は本学の役員，職員若しくは学生が所有する知的財産権を活用していること
2. 本学で得られた研究成果等を活用していること
3. 本学の役員，職員（6年以上在職，退職から企業設立までの期間が1年以内）又は学生（2年以上在籍、過去の在籍者は，卒業等 から企業の設立までの期間が1年以内）が，設立者であること又は設立に深く関与していること

※あくまでも申請資格で、審査結果とは別です。

審査に必要な書類

- ・申請書
- ・プレゼン資料
- ・登記簿と定款の写し

※兼業許可通知書の写し(状況による)

審査委員会

審査委員会は年に2回(9月と3月)は必ず行い、
あとは必要に応じて開催

現在Zoomで行っており、
10分程度プレゼン資料を用いたプレゼン、5分程度質疑応答

ご参考

名古屋大学発ベンチャー称号授与HP

<http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/entrepreneurship/nu-venture/>

名古屋大学発ベンチャー称号授与規程

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110001334.htm

名古屋大学発ベンチャー称号の授与に関する内規

http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/infiles/venture/venture_naiki.pdf